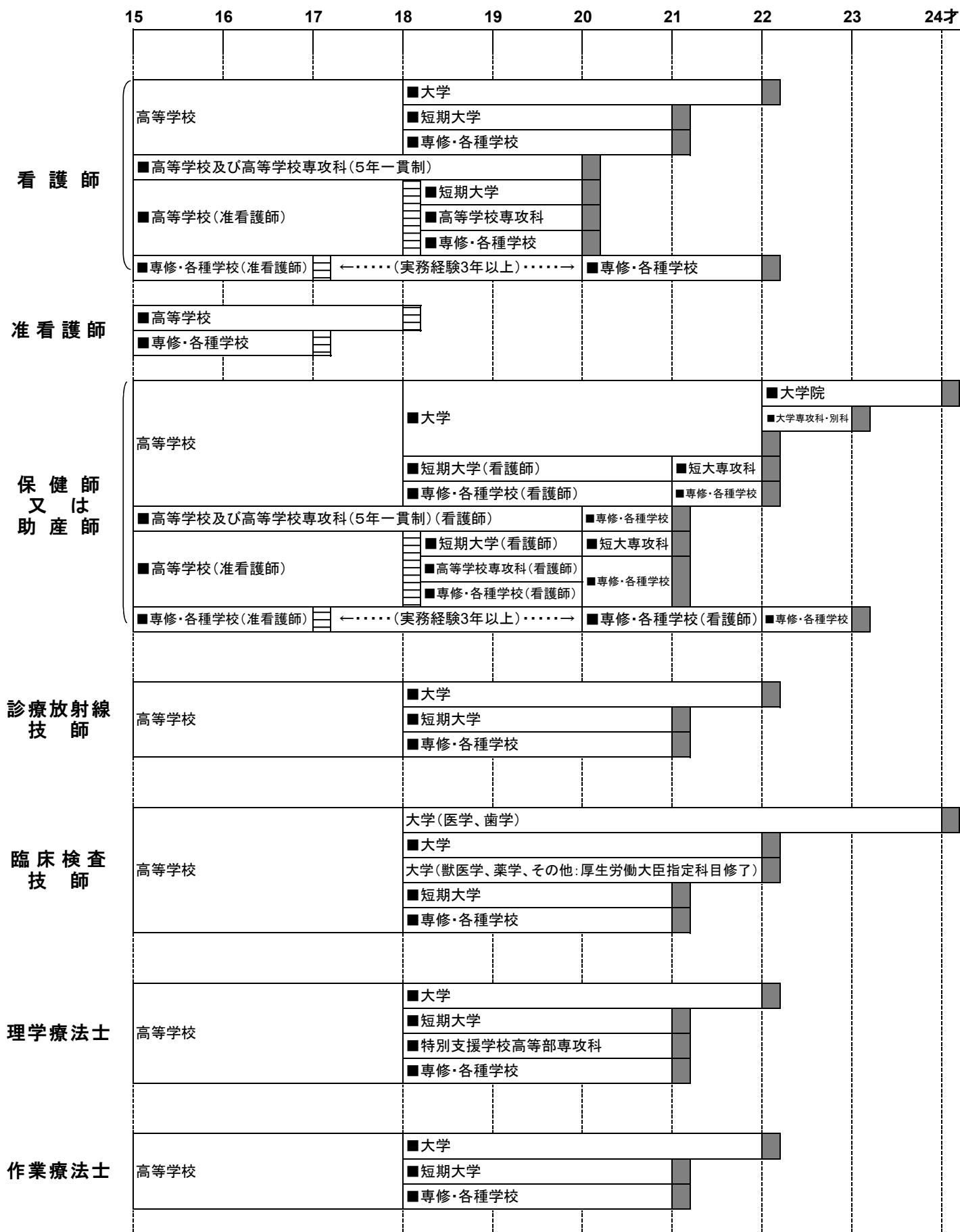


(第3表) 医療関係技術者養成制度の主な概要 (平成29年5月1日現在)

■・・・当該職種(又は関係職種)の国家試験等の受験資格を得るための指定学校 ■ 国家試験 □ 都道府県知事試験



	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24才	
視能訓練士	高等学校	■大学						■専修・各種学校			
		■専修・各種学校									
この他、大学又は看護師(保育士)学校・養成所で2年以上修業し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、視能訓練士学校・養成所で1年以上											
言語聴覚士	高等学校	■大学						大学(厚生労働大臣指定科目修了)			
		大学(厚生労働大臣指定科目修了)									
		■短期大学						■専修・各種学校			
		■専修・各種学校									
この他、大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所で①2年以上修業し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、言語聴覚士学校・養成所で1年以上②1年以上修業し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、言語聴覚士学校・養成所で2年以上											
臨床工学士	高等学校	■大学						大学(厚生労働大臣指定科目修了)			
		大学(厚生労働大臣指定科目修了)									
		■短期大学						■専修・各種学校			
		■専修・各種学校									
この他、大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所で①2年以上修業し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、臨床工学士学校・養成所で1年以上②1年以上修業し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、臨床工学士学校・養成所で2年以上											
義肢装具士	高等学校	■大学						■短期大学			
		■短期大学									
		■専修・各種学校									
■専修・各種学校											
この他、大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所で1年以上修業し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、義肢装具士学校・養成所で2年以上、義肢装具技能検定合格者は、義肢装具士学校・養成所において1年以上											
救急救命士	高等学校	大学(厚生労働大臣指定科目修了)						■短期大学			
		大学(厚生労働大臣指定科目修了)									
		■専修・各種学校									
■専修・各種学校											
この他、大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所で1年以上し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、救命救急士学校・養成所で1年以上											
歯科衛生士	高等学校	■大学						■短期大学			
		■短期大学									
		■専修・各種学校									
■専修・各種学校											
歯科技工士	高等学校	大学(歯学)						■大学			
		■大学									
		■短期大学						■専修・各種学校			
		■短期大学									
		■特別支援学校高等部専攻科									
■特別支援学校高等部専攻科											
この他、大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所で1年以上し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、歯科技工士学校・養成所で1年以上											
あん摩マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師	高等学校	■大学						■短期大学			
		■短期大学									
		■専修・各種学校						■特別支援学校高等部、専攻科			
		■専修・各種学校									
この他、大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所で1年以上し、かつ、厚生労働大臣指定科目を修めた者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師学校・養成所で1年以上											
柔道整復師	高等学校	■大学						■短期大学			
		■短期大学									
		■専修・各種学校									
■専修・各種学校											